

令和8年6月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
<p>1. 予 算 案</p> <p>2. 条 例 案</p> <p>制 定</p> <p>一部改正</p> <p>廃 止</p> <p>3. そ の 他</p>	<p>—</p> <p>5</p> <p>—</p> <p>5</p> <p>—</p> <p>13</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の締結 7</li> <li>・ 契約の変更 3</li> <li>・ 財産の取得 1</li> <li>・ 専決処分の承認 2</li> </ul> <p>)</p>	
<p>計</p>	<p>18</p>	
<p>報 告</p>	<p>12</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰越計算書 10</li> <li>・ 専決処分の報告 1</li> <li>・ 出資法人経営状況 1</li> </ul> <p>)</p>	

令和8年6月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名																										
議案第1号	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>国の人事院規則の改正（令和8年4月8日公布）により、災害発生時の応急作業等に従事した場合に支給される手当が引き上げられたことに伴い、国に準じた改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の手当額の引上げ</li> <li>2. 特別救助等作業に従事する警察職員の特殊勤務手当の手当額の引上げ</li> <li>3. 大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1及び2の手当額を一律1,080円から一律1,440円に引き上げる。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="464 837 1398 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th colspan="2">日額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害応急 作業手当</td> <td>災害現場の巡回監視</td> <td>710円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>災害現場における応急作業</td> <td>1,080円</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>派遣されて行う連絡調整</td> <td>710円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>人事委員会が認める作業</td> <td>1,080円以内</td> <td>1,440円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別救助等 作業手当</td> <td>災害現場の警備、遭難救助等</td> <td>840円</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>人事委員会が定める作業</td> <td>840円以内</td> <td>1,120円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大規模な災害として、人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合（作業内容を問わない）の手当を、一律1,080円から、一律1,440円に引き上げる</p> <p>《施行期日》 公布の日（令和8年4月1日から遡及適用）</p> <div data-bbox="975 1563 1465 1783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【担当課】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 及び3. 総務部人事課 043 (223) 3581</li> <li>2. 及び3. 警察本部警務部警務課 043 (223) 0110 [内線2661]</li> </ol> </div>		対象作業	日額		現行	改正後	災害応急 作業手当	災害現場の巡回監視	710円	950円	災害現場における応急作業	1,080円	1,440円	派遣されて行う連絡調整	710円	950円	人事委員会が認める作業	1,080円以内	1,440円以内	特別救助等 作業手当	災害現場の警備、遭難救助等	840円	1,120円	人事委員会が定める作業	840円以内	1,120円以内
	対象作業			日額																							
		現行	改正後																								
災害応急 作業手当	災害現場の巡回監視	710円	950円																								
	災害現場における応急作業	1,080円	1,440円																								
	派遣されて行う連絡調整	710円	950円																								
	人事委員会が認める作業	1,080円以内	1,440円以内																								
特別救助等 作業手当	災害現場の警備、遭難救助等	840円	1,120円																								
	人事委員会が定める作業	840円以内	1,120円以内																								



令和8年6月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第3号	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）等の一部改正（令和8年4月1日施行）により、保育所等において、みなし保育士として配置が可能となる資格の追加等が行われたことから、これに準じて所要の改正を行うもの （改正内容は、基準となる省令に準拠したもので、県独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所等において、理学療法士等のうち、一定の勤続年数を経たもの等について、みなし保育士として配置できることとする。</li> <li>2. 保育所等における、満3歳以上満4歳未満の園児に対する職員配置に関する経過措置（※）の期限を、令和9年度末までとする。 ※概ね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところ、概ね15人につき1人以上とするよう規定したが、その際、当分の間、なお従前の例によることができるものとされた</li> <li>3. 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の人数として数えることができる職員について、国による制度の創設を踏まえ、主務保育教諭を追加するほか、置くよう努めなければならない職員について、主務養護教諭を追加する。</li> <li>4. 認定こども園の学級編成基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。併せて、令和14年3月31日まで、従前の基準を適用できるよう、経過措置を設ける。</li> </ol> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p><b>【担当課】</b> 健康福祉部子育て支援課 043 (223) 2355</p> </div>

令和8年6月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第4号	<p>千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正（令和8年4月1日施行）により創設された子ども・子育て支援金について、75歳以上は、後期高齢者医療広域連合を經由して国に納付することとされたことに伴い、千葉県後期高齢者医療財政安定化基金（※）に、拠出を行うための拠出率を規定するもの。</p> <p>※保険料の収納率低下や、予期せぬ医療費給付の増大に対応するため、後期高齢者医療広域連合に対して、資金の貸付や交付を行うことを目的に設置した基金。基金の財源は、国・県・後期高齢者医療広域連合が同じ額を拠出する。</p> <p>《改正内容》            財政安定化基金に、子ども・子育て支援金に係る拠出を行うための拠出率を規定する。なお、拠出率については、基金に対応可能な残高（約66億円）があると判断されることから、ゼロ（※）とする。</p> <p>※既定の後期高齢者医療に係る拠出率については、平成26年度からゼロとしている。</p> <p>《施行期日》            公布の日</p> <div data-bbox="1088 1111 1455 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><b>【担当課】</b>              健康福祉部保険指導課              043 (223) 2579</p> </div>

令和8年6月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第5号	<p>千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>成田空港周辺など県経済をけん引する地域において、県による直接整備が適当と判断した地区について、企業局による産業用地整備を行うにあたり、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業局に設置する事業として条例に規定する「造成土地管理事業」を、「土地造成・管理事業」に変更するとともに、条例名の「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に変更する。</li> <li>2. 「土地造成・管理事業」の事業内容について、「土地及び施設の譲渡、貸付け又は管理を行う事業並びにこれらに関連する事業」に加え、「産業用地の造成及びこれに関連する施設の整備を行う事業」を追加するほか、事業を実施する区域について、「松戸市」、「富里市」、「山武市」及び「印旛郡栄町」の追加を行う。 <p>(参考：土地造成・管理事業を行う区域)</p> <p>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、<u>勝浦市</u>、<u>市原市</u>、<u>流山市</u>、鎌ヶ谷市、君津市、<u>富津市</u>、<u>浦安市</u>、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及びいすみ市並びに印旛郡栄町、香取郡神崎町及び多古町、山武郡芝山町及び横芝光町並びに<u>夷隅郡御宿町</u>の各一部の区域</p> <p>※下線は土地及び施設の譲渡、貸付け又は管理を行う事業並びにこれらに関連する事業のみ行う区域</p> </li> <li>3. その他所要の規定整備を行う。</li> </ol> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div data-bbox="975 1547 1453 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><b>【担当課】</b> 企業局土地管理部土地事業調整課 043 (307) 1692</p> </div>